

裁判員制度をめぐる諸問題の検討

— 下福元町強盗殺人事件を手がかりとして —

大野友也

- 一 はじめに一問題意識
- 二 下福元町強盗殺人事件の概要
 - 1 事件の概要
 - 2 判決のポイント・特徴
- 三 本件にあらわれた裁判員制度をめぐる諸問題
 - 1 長期の公判期日
 - 2 強殺などの重罪を裁判員裁判とすることの是非
 - 3 否認事件
 - 4 有罪／無罪の認定方法
 - 5 検察官・弁護人の能力・技術
 - 6 メディアの問題
 - 7 検察官控訴の問題
 - 8 市民参加の影響
- 四 終わりに

一 はじめに一問題意識

筆者は、強盗殺人事件であるにもかかわらず被告人が逮捕当初から一貫して無罪を主張していたことで全国の注目を浴びた下福元町強盗殺人事件裁判員裁判¹の公判を9回傍聴した²。この裁判では、裁判員裁判の抱える諸問題が様々

¹ 鹿児島地裁2010年12月10日判決（判例集未搭載。ただし裁判所のホームページに掲載されている。〈<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110322105943.pdf>〉）。以下、判決の引用はこの判決文による。なお、本判決の評釈として、豊崎七絵「情況証拠による犯人性の証明ができないとされた事案」法セ679号（2011年）122頁、木谷明・大出良知「特別対談 鹿児島裁判員裁判無罪判決をどうみるか」季刊刑事弁護66号（2011年）111頁以下。

² 公判の傍聴に際して、鹿児島テレビ（KTS）やNHK鹿児島放送局の記者から傍聴券を頂いた。記して感謝したい。なお公判は、判決公判をのぞき10回開かれた。

な形で現れたように思われる。そこで、この事件を手掛かりとして、裁判員制度の抱える諸問題について検討してみたい³。

本稿では、裁判員制度の合憲性や、その制度の採用の是非については論じない。あくまで裁判員制度を容認する立場から、よりよい制度とするために、どのような問題点があるか、それをどう改善していくべきか、といった点について考えたい。

二 下福元町強盗殺人事件の概要

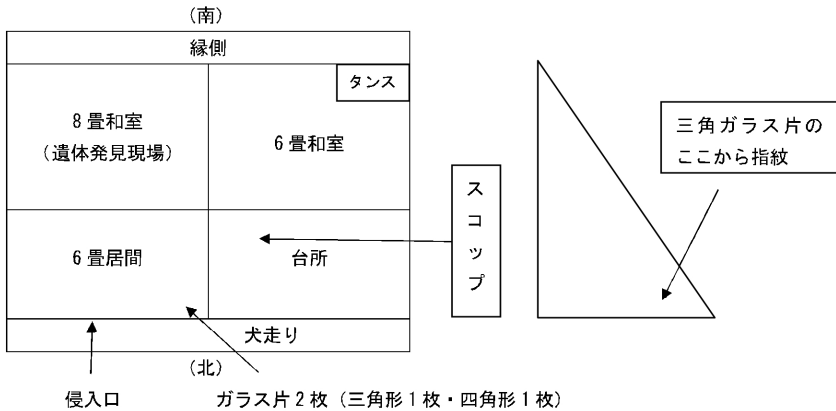
1 事件の概要

2009年6月19日早朝、鹿児島市下福元町の民家で、老夫婦が何者かに殺害された状態で発見された。6畳居間のガラスが割られ、室内に土足痕があったこと、整理ダンスが荒らされていたことなどから、物取りによる犯行と思われた。同年6月29日、室内から見つかった指紋を根拠に、白濱政廣氏（当時70歳）が逮捕された。逮捕直後から白濱氏は一貫して被疑事実を否認していた。現場からは指紋のほか白濱氏のDNAも検出されたということから、同年7月20日、検察は白濱氏を強盗殺人罪で起訴した。そして起訴から1年余り経った2010年11月1日より40日に渡る裁判員裁判が開始された。公判は11月17日に結審し、12月10日、被告人の犯人性が立証されていないとして無罪判決が言い渡された。

³ もともと筆者は裁判員制度の合憲性や、制度の是非につき懐疑的な立場にあった。しかし裁判員裁判を何度か傍聴するうちに、憲法上の問題（市民参加そのものの合憲性や、裁判員の守秘義務、被告人が裁判員裁判を拒否できないことと被告人の「裁判を受ける権利」の関係など）は残るものの、制度そのものに対しては肯定的な評価をするに到っている。たとえば、鹿児島における裁判員裁判の第1号事件（2009年11月24日～26日、強盗傷害事件。この裁判の傍聴については、大野友也「裁判員裁判傍聴記」鹿法44巻2号（2010年）43頁以下）において、裁判員が被告人の社会復帰に関する質問をし、また量刑に関し、長期の服役が社会復帰を妨げるという懸念が影響したことが判決で示唆された。近年、重罰化傾向を強めていた刑事司法やそれを支持する世論がある中で、こうした被告人・受刑者の社会復帰を考慮するという姿勢は、裁判員裁判のよい影響であり、評価できるものであろう。

憲法問題については、改憲や裁判員法の改正によって解消できる問題であり、致命的なものではないと考えている。なお、最高裁は2011年11月16日に、裁判員制度を全面的に合憲とする判決をしている。判決文は〈<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111116154348.pdf>〉（2011年11月25日アクセス）で読むことができる。筆者は、この判決を全面的に支持するわけではない。

【現場見取り図】



2 判決のポイント・特徴

筆者は、公判初日の検察・弁護側双方の冒頭陳述を聞き、その時点で被告人の無罪を確信した。その理由はいくつかあるが、検察側の主張のひどさ、および弁護側が示した疑問に納得したことにある。たとえば、公判初日の検察官冒頭陳述で、現場で発見された足跡の靴のサイズと被告人の靴のサイズに矛盾がないといった点は、耳を疑った。本来であれば、現場で発見された足跡と一致する靴を被告人が所持していたことが示されるべきであるのに、そのような靴は発見されず、被告人が所持していた靴のメーカーは現場で見つかった足跡の靴のメーカーとは異なるメーカーであった。他方、弁護側が示した疑問点は、検察は強盗目的と主張したが現場には多額の現金が残されていた事実、事件当日の鹿児島は日の入りが遅く、事件のあった時間にはまだ日も沈んでいなかったのに、被告人を目撃した者が一人もいない事実、凶器とされるスコップから被告人の指紋が検出されていない事実などである⁴。この確信は、公判が進むにつれ強まった。そうしたことから、無罪判決も至

⁴ 公判初日の11月2日の夜、筆者は、講演のため鹿児島を訪れていた水島朝徳教授と会食をする機会があり、その場で公判の様子などを話したところ、水島教授も無罪を確信され、ホームページでその記事を書かれている。(http://www.asaho.com/jpn/bkno/2010/1108.html) (2011年11月10日アクセス)

極当然であったと考えている⁵。

以下では、この無罪判決のポイントや特徴を見ていきたい。

(一) 情況証拠の評価方法

まず判決では、被告人に不利な情況証拠のみならず有利な情況証拠や、犯人であれば発見されるであろう痕跡が発見されない等の情況証拠も評価するとした⁶。そしてそのような視点から、犯人性を検討する前提となる「犯人の行動」と、それに続いて犯人と被告人の同一性を検討している。

たとえば、検察は金品目的であると主張しているが、現場のあちこちに現金が残されていることや、むしろ「えん恨目的を疑わせる⁷」ほどに被害者を激しく殴りつけていること、ガラス片から採取された指紋の付き方から、事件時にガラス片に触れたかどうかははっきりしないことなどが指摘されており、事件時のアリバイがないことについても、本件犯行が不可能ではないことの中立的事情でしかないなどと評価されている。また、凶器とされるスコップから被告人に指紋やDNAが検出されていないことや、手袋をしていた痕跡も発見されていないこと、タンスなどから指紋が出ていることから殺害行為の時だけ手袋をするということも不自然であること、被告人の身の回りから血痕や、犯行時に割られた蛍光灯の破片、現場周辺と同じ成分の土砂などが一切検出されていないことなどが被告人の犯人性を否定する情況証拠として言及されている。

(二) 県警／検察への批判

判決では、県警のずさんな捜査が厳しく批判されている。たとえば、鑑識活動の不完全さ（現場に警察官の足跡や手袋痕が残っていたこと⁸、南側縁側の窓が解錠されていたことにつき、最初から解錠されていたのか捜査

⁵ ただし、実際に無罪判決が出るという確信までは持てなかった。それは従来の刑事裁判において、冤罪と思われる事件であっても有罪判決が言い渡される事例が後を絶たなかったからである。それゆえ、無罪判決が実際に出た時は正直ほっとした。

⁶ 判決文3頁。この判示部分は、2010年4月27日の最高裁判決（刑集64巻3号233頁）を敷衍したものである。

⁷ 判決文6頁。

⁸ 判決文8頁、20頁。

員が解錠したのかがはっきりしないこと⁹など)や、証拠保全の不完全さ(指紋採取の状況が写真撮影されていない¹⁰、採取されたDNAの光学顕微鏡写真がない¹¹など)、必要な捜査の欠如(被告人がいつ頃どのような靴を履いていたのかを捜査していない¹²)といった点である。

さらに証拠開示に消極的な検察に対しても批判が向けられている。公判前整理手続に際して弁護側に示されなかった証拠(三角ガラス片から検出された指掌紋の粘着シートの一部)を公判になって提出したことや、凶器とされるスコープから被害者と同型のDNA組織片が発見されたという証拠を弁護側が提出したことにつき、「他にも被告人に有利に働き得る証拠があるのではないかと疑わざるを得」ない、と強く非難している¹³。大阪地検特捜部における証拠改ざん事件などが起きている現在、検察による証拠の扱いは、より一層慎重さが求められることになるだろう¹⁴。

なお、被告人が無罪とされ、他方で被害者の被害状況、すなわち執拗に殴られ、しかも攻撃が頭部や顔面に集中していることから「えん恨目的を疑わせる¹⁵」と声明しており、裁判所は真犯人が他にいと疑っているようにも見える。そのことは「犯人と被告人との同一性についての検察官の主張は、もはや破綻したと評せざるを得ない¹⁶」という一文にも表れている。

(三) 証拠に対する丁寧な検討

判決には、提出された証拠を丁寧に検討したあとがうかがわれる。たとえば侵入口とされる部屋の壁には割れたガラス片が2枚立てかけられており、そのうちの一枚である三角形のガラス片から被告人の指紋が検出されたとされている。しかし弁護側の主張・立証によれば、指紋のつき方が

⁹ 判決文8-9頁。

¹⁰ 判決文15頁、20頁。

¹¹ 判決文21頁。

¹² 判決文21頁。

¹³ 判決文21-22頁。

¹⁴ 同旨の指摘をするものとして、木谷ほか・前掲注(1)114頁(木谷発言・大出発言)。

¹⁵ 判決文6頁。同24頁にも同じ指摘がなされている。

¹⁶ 判決文18頁。

不自然であった¹⁷。この点につき、判決は、「これら2枚のガラス片をどのように動かして壁に立て掛けたかについて様々な方法を検討し(傍点筆者)¹⁸、その上で、検察側の主張が一つの可能性にすぎず、複数のスライド痕の指紋につき、同一機会に付着したものとは認定できないとした¹⁹。

また弁護側は指紋ねつ造(転写)説を主張したが²⁰、判決は検出された複数の指紋を比較した上で、「本件薬指指紋、本件指掌紋の原紙等をつぶさに確認したところ、各指掌紋は同じ手指であっても、それぞれ付着した部分や付着状態が異なるなど、およそ同じ物を転写したようには見えない(傍点筆者)²¹」と判断している。

こうした証拠の丁寧な検討をした本判決は、裁判員が疑問を抱いた点につき、その疑問をできる限り晴らそうとしたものと評価できるだろう。

(四)「疑わしきは被告人の利益に」の貫徹

以上のような点を踏まえ、被告人に有利・不利な証拠をいずれも検討した上で、裁判所は「被告人の犯人性を否定する事情が多々認められる²²」として、被告人を無罪とした。「疑わしきは被告人の利益に」は刑事裁判

¹⁷ 指紋はガラス片の下の方から検出されているが、それなりに重量のあるガラス片であるため、下の方は持ちにくいと考えられる。また検察は、指紋が上から下にスライドした跡が残っていたというが、重量のあるガラス片を持てば、下から上にスライドするの方が自然である。実際、法廷では弁護側がガラス片の模型を使い、そのガラス片の下の方を片手で持つと、重みでガラスが回転して下を向くため、検察が主張するような指紋のスライド痕がつかないことを示した。この立証方法は視覚的にもインパクトがあり、裁判官や裁判員に無罪心証を与えた立証の一つになったのではないかと思われる。

¹⁸ 判決文14頁。なお、ガラス片の指紋の付き方についての記述・検討は5頁に渡っている。

¹⁹ 判決文11-15頁。

²⁰ 弁護側は、11月16日の公判において、指紋転写を利用した犯罪とその手法を紹介したNHKニュースを録画したDVDを上映した。このニュースを見る限り、一定の知識・技術と道具があれば、指紋の転写はそれほど難しいものではないように見えた。ただ、これは指紋の転写の一般的可能性を示したものにすぎない。また、これが認められてしまうと、指紋の証拠能力が一般的に否定されるという事態になりかねないため、裁判所としても、弁護側の主張を受け入れにくかったのではないかと思われる。弁護側としては、例えば被害者の身近な人物の中に、白濱氏の指紋を入手し得る立場にある警察関係者がいることや、指紋転写の技術を用いることができる人物がいることを主張・立証できれば、その主張の説得力が増したのではないかと考えられる。もちろん、弁護側にそこまでの立証責任はないのだが。なお、後掲注(28)及びその本文も参照のこと。

²¹ 判決文16頁。

²² 判決文29頁。

の鉄則であり、その意味で本判決は妥当なものである。だが、裁判所が判決の中で「疑わしきは被告人の利益に」という言葉をわざわざ用いた²³こと自体、これまでの裁判がいかにかこの鉄則を守ってこなかったのかを示していると言えるだろう。

(五) ねじれた事実認定？

五十嵐二葉弁護士は、本判決が、強盗殺人の訴因につき被告人と犯人の同一性を否定しているのに対し、住居侵入の訴因については、指紋やDNAの存在を根拠に、それらが付着した網戸やガラス、整理だんすなどに触れた事実を認定している点をとらえて、「ねじれた事実認定」と強く批判している²⁴。確かに、五十嵐弁護士が指摘するように、判決は一方で「被告人が公訴事実の日時ころに被害者方に侵入し、本件整理だんす周辺の荒らされた状態を作り出したと強く疑われる²⁵」としつつ、他方で「被告人以外の者が本件整理だんす周辺等の状況を作り出した可能性を示唆する²⁶」とも述べている。これは一見矛盾しているように見える。

だが、判決は、「本件指掌紋が本件犯行時に付着したものであると認めることには合理的疑いが残る²⁷」と述べ、また「過去に被害者宅に立ち入り、本件整理だんすやパンフレット類に触ったことがある」と認定するとどまり、被告人が本件整理だんす周辺を荒らしたとの認定はしていない。被告人の指紋が検出されたことを否定しない限り、裁判員が一般市民であることも踏まえれば、このような事実認定はごく当然のものであるようにも思われる。

この点、五十嵐弁護士は、指紋やDNAへの「物神的盲信」として、強く批判している。五十嵐弁護士は、どうやら指紋が転写されたものと考えているようであり²⁸、それを前提にすれば、当然、この判決の行なった事

²³ 判決文30頁。

²⁴ 五十嵐二葉「裁判員制度二年無罪判決は市民参加の成果か—2010年12月10日の鹿児島地裁判決を資料に」法民460号（2011年）82-83頁。

²⁵ 判決文16頁。

²⁶ 判決文17頁。

²⁷ 判決文17頁。

²⁸ 判決が「本件指掌紋の原紙等をつぶさに確認したところ…およそ同じ物を転写したよ

実認定は受け入れがたいものとなろう。だが本件公判に提出された証拠からすれば、指紋が警察に保管されている指紋の原資料からの転写だとか、警察のねつ造だと認定することの方が無理な事実認定だろうし、そのような事実認定をしたとすれば、警察が保管している原資料の流出、あるいは警察の違法行為を認定することになる訳であるから、「検察からみれば、承服しがたいとともに、控訴しない選択などありえない判決²⁹」となるのではないか。むしろ、指紋があるとしても有罪判決をできないほど、本件における検察の主張・立証には無理があったというメッセージだったのではないかとも思われる³⁰。そうしたことを考えると、「ねじれた事実認定」という評価は妥当なものではないと思われる。

三 本件にあらわれた裁判員制度をめぐる諸問題

被告人による起訴事実の否認、死刑求刑、長期の公判日程等の特徴を持つ本件では、そうした特徴によって、裁判員制度が抱える様々な問題点が浮き彫りにされたように思われる。そこで本章では、本件を通じて現れた裁判員制度の諸問題を検討したい。

1 長期の公判期日

裁判員制度導入に際して、忙しい市民を長期間拘束できないのではないかという懸念に対し、「ほとんどの事件は3日以内で終わる」という説明が行

うには見えない」と述べている点に対し、五十嵐弁護士は「完全な原資料（たとえば警察が保管している指紋原紙）などからの転写には全く思い至っていない単純な『転写』発想だ」と極めて強い調子で批判している（五十嵐・前掲注（24）84頁）。木谷ほか・前掲注（1）115頁も、指掌紋が偽造された可能性を否定しない（木谷発言）。だが、本件の公判で提出された証拠だけで、警察が持っている原資料から転写したものなどと発想し、そのような可能性を判決文において認めることの方が無理な注文であろう。少なくともそのような発想をするためには、犯人が警察関係者であること、もしくはその周辺に警察関係者がいることが示唆される必要があるだろう。それに、真犯人が指紋を転写するのであれば、凶器であるスコップにこそ転写するのではないか。本件では凶器であるスコップから指紋が検出されていないことが無罪理由の大きな一因となっていると思われる。その点からも、指紋転写説は不自然であるように思われる。

²⁹ 五十嵐・前掲注（24）83頁。

³⁰ このような評価は、鹿児島大学司法政策研究科の中島宏教授（刑事訴訟法）との会話の中から示唆を得た。

われてきた³¹。ところが、本件をはじめ長期の審議が組まれる事件が出てきた。本件は裁判員の選任から判決まで40日という当時最長の日程であったが、この他にも、大阪地裁の60日（2011年9月2日～10月31日³²）、さいたま地裁の100日（2012年1月5日～4月13日³³）、茨城地裁の30日（2011年11月22日～12月22日³⁴）といった長期日程の公判が増えてきた。

裁判が長期化することで問題となるのは、まず裁判員を務められる市民が偏るのではないか、ということである。本件では295名に呼び出しが行われ、うち辞退が221名（これに加えて欠席12名）となっている³⁵。その結果、最終的に候補者として残ったのは29名であり、この中から裁判員6名と補充裁判員4名の計10名が選出されている。このような状況下では、会社員などが裁判員を務めることが困難となり、退職者や主婦などが選出されやすくなるように思われ、裁判員の年齢・性別が偏る可能性が高い³⁶。その場合、裁判員制度導入の目的を十分に達成できないことや、裁判員を務めるという負担が一部に偏ることが懸念される。さらに、筆者は具体的な実証研究の結果を入手していないが、裁判員の偏りが、判断の偏りとして現れる危険性もあるようだ³⁷。

裁判の長期化によるその他の問題としては、裁判員の身体的負担がある。身体的負担が重ければ、審理に集中できなくなったり、誤った判断をしたりする危険性が高まるだろう。

本件では、公判そのものは10日間であったが、土日が休みとはいえ連続開

³¹ たとえば、最高裁判所『よくわかる！裁判員制度Q & A [第3版]』（2009年）33-34頁。

³² 朝日新聞2011年11月1日付朝刊39頁。

³³ 朝日新聞2011年11月3日付朝刊37頁。

³⁴ 朝日新聞2011年11月18日付朝刊29頁。

³⁵ 呼出し状送付前に152名の辞退を認めており、それを含めると373名が辞退を認められたことになる。2010年12月11日付毎日新聞朝刊3頁。

³⁶ なお、本件では年齢・性別に目立った偏りは見られなかった（年齢層は外見から判断するに20代～60代、性別は男性4、女性2、補充裁判員は男性3、女性1であった）。ただし職業の偏りはあるかもしれない。

³⁷ 郷田マモラ・竹田昌弘『裁判員時代に死刑を考える』（岩波書店、2011年）61頁注(3)では、コーネル大学のハンズ教授の実証的研究として、人種、性別、職業、年齢などが多様なグループと単一的なグループで同じ事件を審理させたところ、多様なグループの方が多角的、活発に検討し、よりよい判断が得られたということが紹介されている。また、伊藤秀行「裁判員はどう思ったか 裁判員経験者の視点から」季刊刑事弁護66号（2011年）81頁では、同じ事件でも、学生だけのグループだと実刑で、多様な年齢層の市民が入ると執行猶予という結果が出るとの発言が紹介されている。

廷であり、裁判員の身体的負担は大きかったと考えられる。実際、第7回公判（11月12日）において、予定時間を過ぎても尋問を続ける検察・弁護側双方に対し、特に裁判員に疲労がたまっていることもあり、予定した時間通りに進めてほしいと、裁判長から苦言が呈されるということもあった。ただその一方で、強盗殺人かつ否認事件ということもあり、判決後に記者会見に応じた裁判員の1人は、「この裁判に関しては妥当な期間」というコメントをしている³⁸。

もう一つ懸念されるのは、弁護側の負担である。鹿児島はもともと個人経営の法律事務所が多く、本件の3人の弁護人のうち2名が個人事務所であった。弁護人の1人・野平康博弁護士に話を伺ったところ、本件を担当していた間、この事件にかかりきりとなり、3週間に渡って収入がほとんどなく、事務所経営がかなり苦しかったとのことであった。鹿児島は今なお弁護士の数が多くなく（鹿児島県弁護士会所属の弁護士は、ここ数年でようやく100名を超えたところである³⁹）、加えて全ての弁護士が刑事弁護を扱うわけではないことから、裁判員裁判を担当する弁護士の負担は極めて大きい。このことから、裁判員裁判を扱わない弁護士が増加しないか懸念される。裁判員裁判に対応するために、今後、弁護士事務所の経営のあり方についても見直しが迫られるかもしれない。

以上のように、長期の公判日程には問題点があり、何らかの対応が必要であるように思われる。だが、とりわけ本件のような否認事件の場合、迅速な裁判であればいいとは必ずしも言えないため、今後、より一層の検討が必要であろう。

2 強殺などの重罪を裁判員裁判とすることの是非

裁判員裁判で取扱う事件は死刑を含む⁴⁰。本件はまさに死刑が求刑された

³⁸ 南日本新聞2010年12月11日付23頁。

³⁹ 鹿児島弁護士会ホームページによると、県弁護士会所属の会員は、2011年11月1日現在で、146名・13法人とのことである。〈<http://www.kben.jp/member/overview.html>〉（2011年11月21日アクセス）

⁴⁰ 裁判員法第2条1項1号。

事件であった。そのことから、裁判員制度に反対する声も存在する⁴¹。

殺人などの重大事件を取り扱う裁判員の精神的負担は非常に重いものである。死刑について判断するという負担だけでなく、殺人事件であれば、場合によっては凄惨な遺体・現場の写真を見なければならぬという負担もある⁴²。本件でも2名が殺害されており、その遺体の写真が証拠として提出され、裁判員はその写真を目にしている。その写真を目にする際、顔をしかめる裁判員もいた⁴³。

確かにこうした負担を市民に負わせることに反対する気持ちも理解できる。だが、国民の大多数が死刑制度を維持すべきと考える以上⁴⁴、こうした負担を負うことは意味のあるものと思われる。テレビや新聞で事件を知り「あんな奴は死刑でいいんだ」と言うことと、実際に目の前にいて、場合によっては尋問をして言葉さえ交わす被告人に対し、「あなたを死刑にします」と言い渡すこととの間には、相当な距離がある⁴⁵。死刑を言い渡すところまで行かなくても、死刑か無期懲役かで悩んだりもするだろう。こうした体験をした者は、こうした体験をしていない者よりも、死刑制度について真剣に考える契機を持つことになるだろう。死刑制度に賛成する者が8割を超える日本において、死刑制度を真剣に考える契機となりうるという意味で、筆者は死刑を含む重大事件を裁判員が担当することに賛成である⁴⁶。裁判員制度を討議民主主義から正当化しようとする試みがあるが⁴⁷、その延長線として、死刑事件を担当させることを正当化できるようにも思われる。

⁴¹ たとえば西野喜一『裁判員制度の正体』（講談社、2007年）176-78頁。

⁴² そのため、裁判所が無料カウンセリングを提供することになったと報じられている。南日本新聞2009年7月11日付23頁。

⁴³ 公判初日に実況見分調書を作成した警察官が出廷したが、こうした現場に何度も立ち会っているであろう警察官でさえ「今でも思い出したくない」と証言するほど、本件現場は凄惨なものであったという。そうしたこともあってか、写真を見るタイミングについては、検察官が逐一指示を出していた。

⁴⁴ 内閣府が2009年12月に行なった「基本的法制度に関する世論調査」によると、死刑制度の存置に賛成する意見が85.6%だったとのことである。〈<http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-houseido/index.html>〉（2011年11月26日アクセス）

⁴⁵ 「市民に複雑な感情も」と題された西日本新聞2011年11月13日付35頁の記事には、「目の前の被告に死ぬと言っているのと同じ」「（死刑）執行は是ではない。自分が加害者になってしまう」という裁判員経験者の言葉が紹介されている。

⁴⁶ 佐木隆三「吹き込まれた生気」世界806号（2010年）131頁でも同旨の指摘がある。

⁴⁷ 参照、柳瀬昇『裁判員制度の立法学 — 討議民主主義理論に基づく国民の司法参加の意義の再構成』（日本評論社、2009年）。

なお、死刑事件を担当させるに際して生じうる問題として、裁判員の選任の基準がある。すなわち、死刑制度に反対している人がここから排除されることになるのであれば、被告人にとっては不利になると考えられる。また、討議民主主義から死刑事件への裁判員の関与を正当化する場合、死刑制度に反対だった者がこうした討議に参加する機会を奪うことにもなりかねない。この点につき、裁判員の選任基準が現時点では明らかでなく、死刑廃止論者が裁判員から排除されるのかどうか不明なため、問題がありうるという指摘にとどめる。

3 否認事件

本件では、無罪主張の被告人に対して死刑求刑がなされたため、裁判員はまさに死刑か無罪か、という究極の選択を迫られたと言える（厳密には、「有罪か無罪か」という選択ののち、有罪の場合に「死刑にするか否か」という選択がなされる）。そのような選択を迫られること自体、裁判員にとって一つの負担と言えるかもしれない。

なお、アメリカの陪審制の場合、利用されるのは否認事件のみであり、さらに被告人が起訴事実を否認した場合、被告人は裁判官だけの裁判か陪審裁判かを選択できる⁴⁸。日本でも、裁判員裁判を重大事件に限定するのではなく、否認事件一般に適用することも検討に値すると思われる。というのも、冤罪の多くは否認事件であって⁴⁹、こうした事件こそ、「市民感覚」が活かされる場面であろうと思われるからである。なお、否認事件についていえば、有罪認定の仕方が問題となる。この点については節を改めて論ずる。

⁴⁸ 陪審裁判の流れなどについては、丸田隆『陪審裁判を考える（第4版）』（中央公論社、1995年）52頁以下。なお、アメリカで陪審裁判が無罪を争う事件のみに用いられるのは、そもそも被告人が有罪を認めた場合、ただちに量刑手続に入るからでもある。同書54頁。

⁴⁹ 富山県の氷見事件のように、冤罪であるにもかかわらず、当初から被告人が起訴事実を認めて争わない例もある。

4 有罪／無罪の認定方法

裁判員法67条1項は、「…評議における裁判員の関与する判断は…構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による」と定める。すなわち、有罪・無罪の判断も、裁判官1名を含む単純多数決で行うことができる。だが、この方法には問題がある。すでに触れたように、刑事裁判においては、「疑わしきは被告人の利益に」という鉄則がある。だが、単純多数決で有罪認定できるということは、4人が有罪とするには疑わしい点が残る、と判断したにもかかわらず、有罪にできるということである。これは、「疑わしきは被告人の利益に」という鉄則と矛盾するように思われる。

また、多数決はそもそも今後の政策のあり方を問うために行われるべきであり、過去の事実について多数決で判断するのは、多数決の用い方として誤りだという批判もある⁵⁰。

さらに、裁判体が有罪と認定した場合、この裁判体は引き続いて量刑も行ふ。仮にある裁判員が無罪の心証を持っていても、多数決で有罪となれば、量刑判断に参加せねばならない。これは「疑わしきは被告人の利益に」という鉄則との関係のみならず、憲法第19条が保障する思想・良心の自由を侵害する可能性や、憲法第18条が禁止する意に反する苦役に該当する可能性がある。それゆえ、有罪判断は全員一致を原則とすべきではないだろうか⁵¹。

なお、やや論点がずれるが、有罪・無罪の認定に際して重要である証拠について専門的な判断が迫られることもある。ときには専門家間で評価が分かれるようなケースもある。本件でも指掌紋の分析結果やDNAの解析結果についての信頼性についての評価が迫られた。本件では専門家の判断が分かれたわけではないが、事件によっては、専門家の意見が分かれることもあり

⁵⁰ 小浜逸郎『「死刑」か「無期」かをあなたが決める―「裁判員制度」を拒否せよ!』(大和書房、2009年) 98-99頁。

⁵¹ 口弁連「裁判員制度「たたき台」に対する意見」(2003年5月30日付) 4頁、〈http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2003/2003_23.html〉(2011年11月25日アクセス)、同「裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化及び検察審査会制度の骨格案に対する意見書」(2004年2月12日付) 4頁 〈http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2004/2004_08.html〉(2011年11月25日アクセス) では、原則として全員一致、例外的に3分の2の特別多数決を主張している。これに対し、討議民主主義理論から裁判員制度を評価し、単純多数決も認められるという議論も存在する。柳瀬・前掲注(47) 276-78頁。

うる。こうした専門的な問題について、とりわけ専門家の意見が分かれるような問題について、素人である裁判員が判断を十分になしうるかどうか、疑問なしとしない。

5 検察官・弁護人の能力・技術

裁判員裁判が始まってまだ2年半ほどである。そのせいか、検察側・弁護側双方に、裁判員制度に慣れていないことから生じた問題があるように見えた。

まず、日程の組み方の問題である。公判日程は、検察・弁護側双方と裁判所が話し合って決めたものであるようだが、必要な尋問時間について弁護側の見込みの甘さが見られた。例えば公判9日目（11月16日）の被告人質問において、弁護側は当初30分しか時間を申請しなかったようである。公判当日に1時間ほしいと申し入れ、裁判所もそれを受け入れたが、裁判長からは当然のことながら苦言が呈された。これは弁護側の見込みが甘かったと言わざるを得ないだろう。

また、必要な尋問をせず、不必要な尋問をする場面がしばしば見られた。そのため、「立証趣旨が不明」という裁判長からの指摘は一度ならずなされた。例えば、検察側の質問において、被告人のいところが出廷した際に、被告人がそのいところに恋愛感情を抱いていたことについて質問がなされた。しかし、被告人がいところに恋愛感情を抱いているかどうかは、本件にまったく関係がない。限られた尋問時間で（しかも若干延長してまで）聞くべき事柄とは到底言えないだろう。当然のことながら、裁判長から「立証趣旨が不明」と指摘された。弁護側もまた、遺族に対する尋問において、被害者や遺族の間での遺産相続等をめぐるトラブルの存在を示唆しておきながら、深く追究することはせず、この点については未解明のまま終わった。だが、冒頭陳述で「顔見知りの犯行」と主張した以上、この点についての尋問がもっとなされてもよかったように思う。

能力・技術という面からいえば、検察側と弁護側の体力の差が目についた。検察側パワーポイントはアニメーションまで交えたもので非常に見やすく話

に引き込まれやすいものであったのに対し⁵²、弁護側はほとんどパワーポイントを使用しなかったため、「プレゼン」という面では、検察側に軍配が上がるものであった⁵³。こうした体力差が結論に影響を与えるとすれば、それは被告人にとって不利益である。この体力差を埋める手立て・配慮が必要になるのではないか。また、ロースクールにおいても、弁論のテクニックを教えるような講義が必要となってくるかもしれない⁵⁴。

6 メディアの問題

裁判員裁判をなかなか傍聴できない市民が情報を得るためには、メディアがこうした注目を浴びる事件を報道することが不可欠である。だが、今回の裁判を傍聴して、メディアの問題を感じることもあった。

まずメディアが傍聴券を取るために大勢の人を動員することである⁵⁵。その結果、傍聴を希望する市民が傍聴できなくなる結果を生ぜしめた⁵⁶。メディアが法廷を埋め尽くすならまだ納得がいくが、連日、法廷は空席が存在した。傍聴券を取りすぎて余らせた報道機関がその傍聴券をそのまま保持しているためである。そういう傍聴券は裁判所に返却し、裁判所が何らかの形で傍聴希望者に配布すべきではなかろうか。これはメディア・裁判所双方が協力して対応すべきことである。

⁵² 本件の公判直前（2010年10月29日）に学生を連れて鹿児島地検に見学に行った際に聞いた話だが、検察側は、新人事務官などを動員して、自ら作成したパワーポイントや弁論が分かりやすいかの検討のため、リハーサルを重ねていたという。

⁵³ 渋谷友光・伊藤秀行・四宮啓「座談会 裁判員を体験して見えてきたもの」世界806号（2010年）147頁でも同旨の指摘がある。

なお、本件の最終弁論において、弁護側は原稿を読まず、表題やポイントを記した自作のマグネットシートをホワイトボードに貼ったりはがしたりして「プレゼン」を行った。原稿を読み上げただけの検察側最終弁論と比べ、この弁護側のスタイルは、話の流れやポイントが分かりやすく、また裁判員らと目を合わせながら直接訴えかけるものであって、非常に印象のよいものであった。今後は、こうしたスタイルによる弁論が増えていくものと思われるし、そのためのトレーニングも必要となってくるだろう。

⁵⁴ 季刊刑事弁護では、裁判員裁判における弁論や尋問のあり方についての検討や提言を行う特集を組んでいる。51号（冒頭陳述）（2007年）、53号（尋問技術）（2008年）、55号（最終弁論）（2008年）など。

⁵⁵ なお、筆者自身は、こうして傍聴券を入手したメディアから傍聴券を提供してもらっており、筆者は批判できる立場にない、という批判は甘んじて受ける。

⁵⁶ 実際に傍聴券を求めて並んだ顔見知りの学生が、傍聴券を取ることができず、あきらめて帰る姿を何度か目にした。

また、このようにして動員した自社の社員やアルバイトを撮影して、「大勢の市民が傍聴券を求めて並んだ」などと報道している点⁵⁷も問題である。南日本新聞の記者が、私と一緒に傍聴整理券配布の列に並んで抽選に外れた学生にインタビューをし、その学生に「メディアが動員して並ばせているのを、たくさんの市民が並んでいると報じるのはおかしい」と指摘されているにもかかわらず、である⁵⁸。このように、メディアが真実を伝えないようでは、メディアに対する信頼が失墜し、結果として民主主義が危機に陥るかもしれない。

またメディアによる法廷への頻繁な出入りも目に付いた。例えば公判初日の罪状認否で被告人が起訴事実を否認した瞬間に、それを伝えるために何人も記者が法廷の外に駆け出していった。こうした頻繁な出入りは厳粛であるべき法廷の威厳を損なうということもあり、記者に対して裁判長による注意も何度かなされた。もちろん、原則として裁判の傍聴は自由であり、途中の出入りも当然に自由である。だが、メディアによる頻繁な出入りは、やはり不快感を抱かずにはいられなかった。

報道のあり方についても問題があった。今回の事件を通じて最も問題のあった報道は、小説家・佐木隆三氏の「えん罪の印象は受けなかった」というコメントを報道した南日本新聞である⁵⁹。これは内容として裁判員に予断を与えかねない報道である。しかもこの記事は、結審の口に、よく目立つ社会面に囲み記事で掲載されていた。

裁判員制度が導入される際、メディアによる被告人の犯人視報道が問題と

⁵⁷ 例えば初公判の様子を伝える記事において「傍聴52席求め684人 過去最多」と報じる2010年11月3日付南日本新聞26頁。しかし、初公判の口は、南日本新聞社は傍聴券確保のために社員を100人以上動員したという話を現場で耳にした。また判決当日の様子も、2010年12月11日付南日本新聞23頁では「傍聴券求め1278人」の見出しで報じられているが、現場で並んでいた私の実感としては、並んでいたうちのほとんどの人が、メディアによる動員である。さらにこの記事では傍聴券が取れなかった市民の無念の声が報じられているが、メディアはその市民の無念の声に真剣に耳を傾け反省すべきであろう。

⁵⁸ 言うまでもないことかもしれないが、この学生のインタビュー部分は報じられていない。なお翌日の南日本新聞を見た当該学生は、自身が一番伝えなかった部分が掲載されていなかったため、ひどく怒っていた。こうしてメディアに対する信頼は失墜していく。

⁵⁹ 2010年11月17日付南日本新聞27頁。判決翌日の2010年12月11日付毎日新聞29頁でも佐木氏の有罪心証コメントが掲載されている。

され、裁判員法にメディア規制を盛り込もうという動きもあった⁶⁰。しかし、メディア側が犯人視報道に対し自主的な措置⁶¹を取るようになったため、メディア規制が法律に盛り込まれることはなかった。だが、南日本新聞のような報道がなされると、メディア規制論が再燃しかねない。南日本新聞は、自らの首を絞めることになるかもしれない報道を控えるべきであった⁶²。

なお、こうした報道にもかかわらず無罪判決が出たことは、裁判員として関わっている市民がメディアの報道に感わされない可能性を示している⁶³。裁判員は、メディアによって加工された情報ではなく、法廷に提出された証拠を直接見聞することや、あるいは裁判官がメディアの情報に感わされないよう注意を促すことが、そのような効果を生んでいるのだろうか⁶⁴。もしそうした効果から裁判員がメディアの報道に感わされることがないとすれば、報道のあり方をさほど気にすることはないのかもしれない。ただ、証拠を直接見聞した裁判員と、メディアでしか情報を得られない他の市民では、裁判に対する評価に違いが出るように見える。そうだとすれば、世論では有罪という認識が大勢を占めたにもかかわらず、判決で無罪となった場合、裁判員が「なぜ無罪にしたのか」と責められる危険性もある⁶⁵。そうなった場合、

⁶⁰ メディア規制に関する議論や法案から削除されるまでの経緯については、土屋美明『裁判員制度と報道—公正な裁判と報道の自由』（花伝社、2009年）110頁以下。

⁶¹ 日本新聞協会は、2008年1月16日に「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」を発表し、その中で「事件に関する識者のコメントや分析は、被疑者が犯人であるとの印象を読者・視聴者に植え付けることのないよう十分留意する」としている。指針全文は以下のURLで読むことができる。（http://www.pressnet.or.jp/statement/report/080116_8.html）（2011年11月27日アクセス）

⁶² 筆者は、このような報道がなされた原因は、現場の記者が被告人に有罪心証を抱いていたことにあるのではないかと疑っている。実際、裁判所内外で言葉を交わした記者の中には、白濱氏が犯人だろうと口にする記者もいた。こうした心証が報道に影響を与えている可能性は否定できないだろう。実際にメディアが無罪判決より有罪判決の可能性が高いと思っていたことは、判決当日、無罪判決が出たときの現場におけるメディアの混乱ぶりからもうかがわれる（無罪判決の場合のニュース原稿を用意していなかった社さえあったようである）。

⁶³ アメリカでも陪審員に対するメディア報道の影響が問題となりうるが、実際には影響されていないようである。参照、丸田・前掲注（48）172-74頁。

⁶⁴ 最高裁・前掲注（31）57-58頁でも、裁判員がニュースや新聞を見ることは禁止されていないが、判断に際しては法廷で示された証拠だけに基づいて行なうべきことが述べられている。

⁶⁵ 実際、本件に関しても、ネット上などで有罪だとする書き込みが散見される。たとえばYahoo!知恵袋へ投稿された質問「白浜政広は無罪だと思いますか？」とそれに寄せられた回答を参照せよ。（http://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q1251867632）（2011年11月20日アクセス）

今後、メディアの報道に沿った判決を裁判員が志向する危険性も考えられる。やはりメディアには慎重な報道を望みたい。

7 検察官控訴の問題

2010年12月22日、検察は事実誤認を理由に控訴をした。確かに法律上、検察側控訴は禁止されていない⁶⁶。しかし、裁判員制度導入の目的は、司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上にあったはずである⁶⁷。市民が裁判員としての負担をこなして出した結論に対し、制度を導入した国側である検察が異議を唱えることが果たして「国民の理解の増進」や「信頼の向上」につながるだろうか。控訴審で判決が破棄されるとすればなおさらである。

さらに本件について言えば、裁判員の選任から判決まで実に40日という長期の日程が組まれ、凄惨な現場の写真を見せられるなど裁判員の負担は肉体的にも精神的にも相当なものであったはずである。その判決が控訴審で破棄されるとすれば、裁判員の負担はいったいなんだったのか、裁判員を務めた者の中には、大きな不満を抱くものも出てくるのではないかと思われる。そうなれば、裁判員制度の維持自体が危うくなるのではないか⁶⁸。くわえて、控訴審でも無罪となれば、鹿児島県警・鹿児島地検は面目を失うだろう。つまり、本件は、逆転有罪・無罪維持のいずれであっても大きな問題となる。それゆえ、「判決には不服だが、市民が出した結論であるから従う」などと

⁶⁶ 最高裁は、検察官上訴を合憲としている。最高裁1950年9月27日判決（刑集4巻9号1805頁）。なお、アメリカにおける陪審裁判では、無罪判決に対する検察側控訴が認められていない。これは「二重の危険」という考えに基づくものである。参照、樋口陽一ほか『注解放法律学全集 憲法Ⅱ』（青林書院、1997年）381頁〔佐藤幸治〕。

⁶⁷ 裁判員法1条。

⁶⁸ 被告人側が判決を不服として控訴し、原審が破棄される事例も出始めている。福岡高裁2011年10月18日判決や同高裁2011年11月2日判決など。こうした逆転判決に対し、元福岡高検公安部長の牧野忠弁護士は「市民の裁判員が常識に従って有罪としたのを職業裁判官が覆せば、何のために裁判員裁判を導入したのか分からなくなる」という批判する（西日本新聞2011年11月3日付33頁）。だが、この2つの事例は裁判員裁判の判決を破棄するものではあるが、司法に対する国民の理解増進等に責任を負わない被告人が、その点で責められる筋合いはないし、また被告人にとって有利な方向での破棄は、被告人の権利保護という面から正当化されるべきであろう。

また、一審の裁判員裁判で無罪とされた覚せい剤密輸事件（千葉地裁2010年6月22日判決）で検察が控訴して高裁が逆転有罪とした判決（東京高裁2011年3月30日判決）に対し、最高裁が弁論を開くとしたため、有罪判決が見直されるのではないかとされている事例もある（朝日新聞2011年11月18日付夕刊13頁）。

して控訴断念をするのが判断として妥当であったと思われる。

以上のように、検察官控訴はデメリットが多いため、法でもって禁止するのが妥当であるように思われる。

8 「市民感覚」の反映？

裁判員制度の導入に際して、裁判への「市民感覚」の反映がうたわれた⁶⁹。その意味で、本裁判でも、「市民感覚」が反映されたかどうかの問題となりえよう。

この点、この裁判を何度か傍聴された五十嵐二葉弁護士は、本判決につき「六人の裁判員の『経験則』＝人生が、どのように反省されたのか、判決文にそのこん跡は全くと言ってよいほど見られない」とする⁷⁰。その根拠は、「被告人の供述が嘘であることは明らか」としている点と、判決文全体の構成が刑事裁判官の思考パターンであることの二点のようである⁷¹。後者については、五十嵐弁護士自身も別の研究会で指摘された旨述べているが⁷²、判決を書くのが裁判官である以上、当然であろう。

この指摘に対し、五十嵐弁護士は、本件裁判長の個性が強く、主導性が目立ったことから、「その指揮ぶりが、非公開の評議・評決の場でも発揮されなかったとは考えられない」という⁷³。どうやら、裁判長が強い主導性を評議でも発揮し、その結果、刑事裁判官の思考パターンが強く判決に表れた、と言いたいようである。確かに検察や弁護士、あるいは証人に対してさえ時に厳しい言葉を浴びせたり、頻繁な出入りをするメディアに対して、裁判を中断してまで注意したりする裁判長の個性・主導性は目立つものであった。それが評議の場でも発揮され、裁判員が裁判長の意見に引っ張られた可能性

⁶⁹ 裁判員法では、第1条で規定されている目的に「市民感覚の反映」は入っていない。しかし、たとえば、裁判所が無料で配布している冊子「裁判員制度ナビゲーション（改訂版）」（最高裁判所、2010年）10頁では、「国民が刑事裁判に参加することにより、裁判の内容や手続に国民の良識が反映される」と述べられている。

⁷⁰ 五十嵐・前掲注（24）86頁。また五十嵐二葉「裁判員裁判の死刑判決」法民454号（2010年）66頁では、この無罪判決につき『「裁判員裁判の成果」などとコメントした者もあったが、この公判の実態を知らず判決文を読んでいないのだろう」とも言う。ちなみに筆者は、判決当日、FNNの取材に対して「市民参加の成果だと思う」とコメントした。

⁷¹ 五十嵐・前掲注（24）85頁。

⁷² 五十嵐・前掲注（24）85頁。

⁷³ 五十嵐・前掲注（24）85頁。

も否定できない。だが、評議が非公開である以上、それは推測でしかない。他方で、裁判員に対し、裁判長が非常に気を使っている様子も伺えた⁷⁴。また裁判所職員によれば、本件に限らず普通の裁判員裁判においても裁判員に対して非常に気を使っているという⁷⁵。そうしたことを踏まえると、評議において裁判長が裁判員に対しても意見を言いやすい雰囲気を作った可能性もある。それゆえ、評議の場における訴訟指揮のみから、評議でも裁判長が主導性を発揮したのではという五十嵐弁護士の推測には同意しがたい。

むしろ判決では、市民参加の影響ではないかと思われる判示部分が散見される。たとえばガラス片を立て掛ける方法と指紋の付き方について丁寧に検討しているが、これは裁判官と裁判員が様々な方法を試したことを示唆している。また警察のずさんな捜査や検察の証拠開示の在り方に対する批判がなされているが、こうした批判もまた、市民である裁判員からの批判といえるのではないだろうか⁷⁶。その他にも、70歳という被告人が体力的に重さ約1.6kgのスコップを100回以上振り回すことができたのかについても疑問がぬぐえないとか⁷⁷、強盗目的なのに多額の現金が現場に残されたままだとか⁷⁸、押し込み強盗であれば自ら物色するのではなく、被害者夫婦に金品を差し出すよう脅すのが自然である⁷⁹など、検察側の主張に対して様々な疑問が投げかけられているが、こうした素朴な疑問は市民である裁判員から提示されたものではないか、という推測も可能であろう。こうした素朴な疑問があるにもかかわらず、検察が起訴したこと自体、これまでの刑事司法ではこうした疑問が少なくない事件で有罪判決がなされてきたことを示唆している⁸⁰。実際、傍聴を続けてきた記者でさえ有罪と考えていた者が少なくないようであつ

⁷⁴ こまめな休延や、尋問時間が延長した際に裁判員の疲労に言及したことなどから、私自身がそういう印象を受けた。

⁷⁵ 2011年6月13日に、筆者が基礎演習（1年次配当科目）の受講生を引率して鹿児島地方裁判所の見学に行った際、裁判所職員から聞いた話である。

⁷⁶ 郷田ほか・前掲注（37）54-55頁、木谷ほか・前掲注（1）114頁（木谷発言）も同旨の指摘をする。

⁷⁷ 判決文24頁。

⁷⁸ 判決文25頁。

⁷⁹ 判決文25-26頁。

⁸⁰ 実際、冤罪事件の多くは、証拠に関する様々な疑問に答えないままだったり、無理やりな解釈でつじつまを合わせたりして、被告人を有罪としてきた。参照、小田中聰樹『冤罪はこうして作られる』（講談社、1993年）200-09頁。

た⁸¹。また、名前は伏せるが、判決が出る前に複数の弁護士とこの事件について話す機会があったが、無罪判決が出るかどうかはわからないという意見ばかりであった⁸²。そのようなことを踏まえるならば、本件が無罪とされたことに、裁判員の参加の影響があったと見ることは十分に可能である⁸³。

また、本件以外の裁判員裁判において、無罪判決が出されたのは市民参加の影響だと弁護士自身が評価するものもあるし⁸⁴、裁判員裁判は全般的に市民感覚の反映が着実になされてきているとする評価もある⁸⁵。

なお、市民参加の影響を評価しにくいのは、裁判員法によって裁判員に守秘義務が課され、評議内容について口外できないことに大きな原因がある。裁判員の守秘義務が今より限定され、評議の進め方や裁判員の姿勢などが明らかにされるようになれば、市民参加の影響について、より一層研究が進むであろう。その意味で、裁判員の守秘義務の限定を望みたい⁸⁶。

四 終わりに

ここまで下福元町強盗殺人事件裁判員裁判を素材に、裁判員制度の抱える諸問題を検討してきた。裁判員制度に対しては、「はじめに」でも触れたように、その是非や合憲性について厳しい批判が向けられているし、筆者自身も、裁判員制度が全面的によいものだと評価している訳ではない。実際、本稿で触れた

⁸¹ 参照、前掲注(62)。

⁸² 弁護士自身が有罪証を抱いていたのではなく、実際に無罪判決となるかどうか、という点についての話である。こうした弁護士の意見を聞くにつけ、従来の刑事裁判がいかにかんがったかを改めて実感する。

⁸³ 中島宏「市民参加の真価あらわれた」南日本新聞2011年12月11日付24頁も、判決における市民参加の影響を認めている。毎日新聞2010年12月11日付朝刊28頁では、裁判官や検察からも「裁判員ならではの判断」という見方が出ていてと報じられている。また、木谷ほか・前掲注(1)117頁では、「プロの裁判官だった方たちのなかに、今回の判決に批判的な方が多いようです」と指摘されているが(大発言)、このことはプロの裁判官だけであれば有罪判決が出た可能性が高いことを示唆していると言えるだろう。他方、本件の弁護人の一人である野平康博弁護士は、「裁判員裁判だったから…無罪判決が出たのか」という観点で言えば、正直、よくわかりません」と語っている。加藤克佳ほか「座談会 裁判員裁判で否認事件の裁判は変わったか」季刊刑事弁護67号(2011年)62頁(野平発言)。

⁸⁴ 齋藤拓生「共犯者の証言は信用できない — 殺人の公訴事実を無罪とした判決(仙台地裁平成23年9月1日)」青年法律家489号(2011年)18頁。

⁸⁵ 加藤ほか・前掲注(83)63頁(加藤発言)。

⁸⁶ 裁判員の守秘義務については、表現の自由を制限するといった批判もあるが、全面的に義務を解除することは妥当ではないだろう。少なくとも、自分以外の裁判員の発言については、守秘義務を課した方が、市民が参加しやすいように思われる。

ように、改善すべき問題点が残っている。だが、そうした問題点を克服していくことで、よりよい制度となっていけようし、よりよい制度にしていくべきである。

[付記]

本件裁判を傍聴するにあたって、複数の地元メディア、とりわけ鹿児島テレビ（KTS）のスタッフに大変お世話になった。また、酒席ではあったが、この事件の弁護人を担当した上妻価織弁護士・野平康弘弁護士から若干のヒアリングを行わせてもらい、貴重な話を聞かせていただいた⁸⁷。さらに、鹿児島大学司法政策研究科の中島宏教授と折に触れこの件に関して話をする機会があり、様々な示唆を得ることができた。この場を借りてお礼を申し上げる。

⁸⁷ 両弁護士に対し、正式なヒアリングを申し込んだが、事件が高裁に係属していることもあり、確定してからにしてほしいとのことであった。判決が確定した後、本件について改めてヒアリングを行いたいと考えている。